



取引相場のない株式に評価通達6は適用されないと判断！

～国側の控訴棄却・納税者勝訴で確定～

この事例は、justax368でご紹介した令和6年1月18日東京地裁判決の控訴審です。東京高裁では、原審の判断を全面的に補正した上で、原判決を支持し、国の控訴を棄却しました。

(令和6年8月28日東京高裁・控訴棄却・確定・TAINSコード：Z888-2667)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

被相続人（O社の代表取締役）は、O社の株式全部の売却（M&A）の交渉をしており、その生前の段階でV社との間でその譲渡予定価格まで基本合意をしていました。この事案は、被控訴人らが、相続により取得したO社株式（本件相続株式）の価額について、類似業種比準価額（本件通達評価額）により相続税の申告をしたところ、処分行政庁が評価通達6を適用し、K社の算定報告額（本件算定報告額）により更正処分等を行ったことから、その取消しを求めたものです。原審は、評価通達6の適用を認めず、更正処分等を取り消したため、国（控訴人）が、これを不服として本件控訴をしました。

<裁判所の判断>

東京高裁では、次のとおり判断し、評価通達6を適用すべき特段の事情は見当たらないから、本件相続株式の価額については、本件通達評価額によるべきであるとして、国の控訴を棄却しました。

- 1 控訴人は、本件において評価通達6を適用すべき根拠として、本件相続株式につき、本件通達評価額と相続開始日における交換価値との間に著しいかい離があり、被控訴人らがそのことを十分に認識することは可能であった旨主張する。
- 2 しかし、取引相場のない株式の交換価値は、本来、専門的評価を経ない限り判明し得ないものであって、（現に、控訴人は、K社に評価を委託している。）、外形的事実によって取引相場のない株式の交換価値を合理的に推測することが可能であるとは必ずしもいえない。とりわけ、M&Aが行われる場合においては、高度な経営判断や双方の交渉の結果等により株式の売買代金が決定されるのであって、売買代金が交換価値を反映しているとは限らないというべきである。
- 3 本件相続株式について、譲渡予定価格（10万5068円）と本件算定報告額（8万0373円）が比較的近く、これらが本件通達評価額（8186円）と大きくかい離しているからといって、更正処分の時点にさかのぼって、譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情（特段の事情）が存在していたということにはならない。
- 4 そして、評価通達6の適用に当たり、かい離の有無を公平に判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価を行うべきであって、合理的な理由がないのに、特定の相続財産のみについて専門的評価を行い、これを基にして課税処分を行うことは、平等原則に反するものというべきである。
- 5 控訴人が主張する近い将来における売買契約の成立及び売買代金債権への転化の蓋然性の程度を基準にすることは適切でない。なお、仮に、蓋然性の程度を基準とすることが許容されると解したとしても、相続開始日において、被控訴人らとV社との間で本件相続株式の売買契約が成立し、譲渡予定価格による売買代金債権に転化する蓋然性が高かったと認めることはできない。
- 6 最高裁令和4年4月19日判決は、評価通達6の適用の有無に当たり、被相続人が、相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたことを考慮しているところ、被相続人及び被控訴人らによるこれに類する行為があったとは認め難いから、被相続人又は被控訴人らの行為に着目した場合に、他の納税者との関係で不公平であると判断する余地はない。……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判5頁）が必要な方は、送料実費とも2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。